平成２７年（フ）第６号
大分県竹田市荻町恵良原2235番地
債務者　衛藤　公喜
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第４４号
宮崎市新別府町麓384番地１　ティータウンレガーロＤ103号
債務者　矢野　安宏
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２４号
北海道小樽市祝津１丁目１番336号　祝津住宅11号棟3644、前住所北海道小樽市入船２丁目16番６号
債務者　池田喜代子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２５号
北海道小樽市祝津１丁目１番336号　祝津住宅11号棟3644、前住所北海道小樽市入船２丁目16番６号
債務者　池田かおり
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第６０号
兵庫県明石市二見町西二見307番地の９
債務者　好美装飾こと　土﨑　好夫
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２29棟403号、前住所兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２　公団住宅32棟304号
債務者　山﨑　多恵（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
兵庫県明石市林崎町３丁目553―６―405、住民票上の住所神戸市西区岩岡町岩岡654番地の140
債務者　西村　俊昭
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
兵庫県明石市西明石町４丁目10番13号　西明石サンライズマンション302号
債務者　湯川　啓子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
神戸市西区池上２丁目10番地の12　リヴィエール101号、前住所神戸市西区伊川谷町潤和1788番地の13
債務者　原田　義万
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
兵庫県明石市魚住町清水591番地の１　グリーンエイトⅢ301号
債務者　山王丸慎吾
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
兵庫県明石市小久保６丁目９番地の29　ハイム明南103号
債務者　松田　英樹
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
兵庫県明石市小久保６丁目９番地の29　ハイム明南103号
債務者　松田　美幸
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
兵庫県明石市二見町東二見1356番地の２　セントラルビル303号、前住所兵庫県加古川市野口町坂井133番地の１
債務者　品尾　康代
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
松江市島根町大芦2976番地１
債務者　高井　潤一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４号
高知県高岡郡越知町横畠東892番地
債務者　小﨑　修一
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第３３号
福岡県嘉麻市下臼井1270番地252
債務者　小川　　唯
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１３号
宮崎県日向市大字富高276番地１　小松崎市営住宅１棟11号
債務者　安部扶美子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部